

(平成24年5月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認京都地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成2年10月から同年12月までの期間及び10年8月から同年10月までの期間は22万円、12年8月から14年4月までの期間は18万円、同年8月から同年10月までの期間は16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月9日から平成14年12月26日まで  
昭和56年2月から平成14年12月までA株式会社に勤務したが、申立期間について、オンライン記録では実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額よりも低い額となっているのはおかしいので厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成2年10月1日から3年1月1日まで、10年8月1日から同年11月1日まで、12年8月1日から14年5月1日まで、同年8月1日から同年11月1日までの期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書及び給与明細メモに記載されている厚生年金保険料

の控除額及び報酬月額から、平成2年10月から同年12月までの期間及び10年8月から同年10月までの期間は22万円、12年8月から14年4月までの期間は18万円、同年8月から同年10月までの期間は16万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支払明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和56年2月9日から同年7月1日まで、平成2年1月1日から同年10月1日まで、8年1月1日から10年8月1日まで、同年11月1日から12年8月1日まで、14年5月1日から同年8月1日まで、同年11月1日から同年12月26日までの期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書及び給与明細メモで確認できる厚生年金保険料控除額が、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料と同額かこれを下回ることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和56年7月1日から平成2年1月1日まで、3年1月1日から8年1月1日までの期間に係る標準報酬月額については、A株式会社の元事業主、顧問税理士事務所、及び複数の同僚に照会したが、当時の資料は保管されておらず申立人の厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月 1 日から 48 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 47 年 8 月 1 日から 48 年 9 月 1 日まで A 株式会社 B 営業所に勤務していたが、厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと主張する A 株式会社 B 営業所は、同社の現在の事業主が、「当社とは別事業所である株式会社 C の営業所である。」と回答している上、株式会社 C の当時の事業主の親族及び同社の元同僚が申立人を記憶していることから、申立人が勤務していたとする事業所は、株式会社 C の B 営業所であったことが推認できる。

また、株式会社 C の当時の事業主の親族は、「時期は記憶していないが、申立人は 1 年ほど、B 営業所に住み込みの正社員として勤務していた。」と供述している上、同社の元同僚も「申立人は B 営業所に 1 年ほど勤務していた。」と供述していることから、期間は特定できないものの、申立人が株式会社 C の B 営業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、株式会社 C は既に解散し、当時の事業主も死亡している上、上記事業主の親族は、当時の関係資料は保管していないと供述しており、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、株式会社 C の複数の元同僚に照会したが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることはできない。

さらに、株式会社C及びA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の番号も連続しており欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものととは考え難い。

加えて、申立期間において、株式会社C及びA株式会社に係る申立人の雇用保険加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月頃 から 32 年 6 月頃 まで

申立人は、昭和 31 年 3 月に高校を卒業し、A 県 B 市にあった C 株式会社に入社し、現場で仕事をしていた。その期間の厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、被保険者期間と認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

D 社人事部が保管している申立人の履歴表において、職歴欄に「C 株式会社 昭和 32 年 4 月から同年 6 月」と記載されていることから、申立人が申立期間の一部について C 株式会社に勤務していたことが推認できる。

しかし、C 株式会社は、「保管している正社員の辞令簿には、申立人の名前は記載されていない。その他の関係資料等は保管していない。」と回答しており、申立人の申立期間における具体的な勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、C 株式会社 B 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された複数の被保険者に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の具体的な勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

さらに、上記被保険者のうち、複数の被保険者について、記憶している入社日より厚生年金保険の加入時期が遅いことが確認できることから、C 株式会社は、全ての従業員について、入社後直ちに厚生年金保険に加入

させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、C株式会社及び同社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号も連続しており欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 2 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、有限会社A（現在は、株式会社B）に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無いことがわかった。申立期間については同社に勤務していたことは間違いないので、加入記録が無いことは納得できない。申立期間について厚生年金保険加入記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、有限会社Aの事業主宅に住み込みであった、と述べており、申立期間当時からの事業主も、時期は明確に記憶していないが申立人が自宅に住み込みで同社に勤務していたことがあると記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、株式会社Bの総務担当者は、「申立期間当時は人の出入りが頻繁にあり、試用期間を設けて、勤務開始から一定期間を経過した後に厚生年金保険に加入させていたことから、厚生年金保険に加入しないうちに退職した者も多数いた。設立当時からの資料は全て残っているが、試用期間中に辞めた人の記録は残っていない。」と供述している。

また、株式会社Bが保管する賃金台帳に記載されている勤務期間は「昭和 41 年 9 月 1 日入社、42 年 3 月 31 日退職」のみであり、41 年 9 月分の給与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、同社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書には申立人の

被保険者資格取得年月日は昭和41年10月1日と記載されていることから、申立人の申立期間に係る具体的な勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、有限会社Aで申立期間当時に勤務していた複数の元従業員に照会したものの、申立人の具体的な勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることはできなかった。

加えて、有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格取得年月日は昭和41年10月1日と記録されており、当該期間以前に資格取得した記録は見当たらず、健康保険の番号に欠番も見られないため、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。